

松 山 大 学 論 集
第 30 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 1 8 年 4 月 発 行

資金計算書制度化の論理

溝 上 達 也

資金計算書制度化の論理

溝 上 達 也

I 問題の所在

本稿の目的は、資金計算書が制度化された過程を概観することにより、基本財務表の1つとして資金計算書の開示が義務付けられた論理について明らかにすることである。

資金計算書は、アメリカにおいて実務で用いられてきたものであり、その重要性から、様々な議論を経て、主要な財務表の1つとして認められることになった。とりわけ、いかなる資金を計算の対象とするかについては、いくつかの見解があり、採用される資金概念によって、計算書に異なる名称が付されている。アメリカにおいて、当初、制度化された資金計算書は、広義の資金概念を採用する財政状態変動表であった。その後、資金概念としてのキャッシュの重要性が認識されるようになり、キャッシュ・フロー計算書の開示が求められるようになった。

アメリカにおける資金計算書の制度化は世界に波及し、各国において、資金計算書が基本財務表の1つとして位置づけられた。そこで、まず、いち早く資金計算書の制度化が進められたアメリカにおいて、資金計算書に関して展開された議論を概観し、財政状態変動表並びにキャッシュ・フロー計算書を基本財務表の1つとした論理について明らかにする。その上で、その影響を受けて制度化が進められた各国において、どのような計算書が規定されたのかについて見ていくことにする。

Ⅱ アメリカにおける資金計算書制度化の論理

本節では、アメリカにおける資金計算書制度化に関する議論と制定された計算書の概要について見ていく。アメリカにおいて、資金計算書に関して長きにわたり様々な議論が展開された。その全てが、計算書の制度化につながっているということができるが、本稿では、基本財務表として規定することが十分に意識された上で展開された議論として、主に1960年代以降のものを取り上げて検討を行うことにする。

アメリカでは、資金計算書に関して、会計基準の整備が実務に対して遅れていた。そのため、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants - AICPA）、アメリカ証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission - SEC）等の団体が、資金計算書に関する意見を表明し、それを受けて、基準設定団体等によって議論が進められるという過程を経て、制度化が進められた。

1950年代のアメリカでは、企業が外部報告のために資金計算書を作成する際に、依拠する会計基準が存在しないため、多様な内容の資金計算書が開示される状況にあった¹⁾。このような状況を受けて、AICPAは、資金計算書に関する会計基準の基礎となるよう、包括的な研究調査報告書として、Accounting Research Study (ARS) 第2号『キャッシュ・フロー分析と資金計算書』（Mason [1961]）を公表した。

ARS 第2号では、資金計算書は、基本財務表の1つとして位置づけられるべきであり、すべての企業の年次報告書の中で開示され、監査対象とされるべきであるとされている。より広範囲な資金概念を採用することにより、あらゆるタイプの取引を資金計算書上で開示するため、計算書の資金概念として、「財務上の総資産」あるいは「消費力ないし購買力」を採用するべきであると

1) 百合草 [2001] p. 29.

している。また、キャッシュ・フローデータと発生主義会計に基づく当期純利益とが情報利用者により混同されることについて懸念し、キャッシュ・フローという言葉は誤解を招きやすいため、資金計算書と独立して利用されるべきではないと提言している。営業活動からの資金の表示法として、いわゆる直接法か間接法のいずれを採用するべきかに関する問題については、純損益に貸借対照表の変動項目を修正して資金を算出する方法と、売上による資金収入から資金支出のあった費用を差し引く方法の2つの代替的な方法を認める見解を示している。

APBは、ARS第2号とそれに対する意見を踏まえて、資金計算書についての最初の会計基準であるAPB意見書第3号（APB [1963]）を設定した。APB意見書第3号は、貸借対照表や損益計算書からは得ることができない情報を、資金計算書の公表によって提供することができることを指摘する一方で、計算書の位置付けに関しては、資金計算書は財務報告において補足情報として開示されるべきであるとした²⁾。資金概念については、資金計算書の目的と一貫するものとするべきであり、運転資本よりも広い概念が用いられるべきであるとした³⁾。しかし、運転資本よりも広い概念に関する具体的な説明はなされなかった。

APB意見書第3号は、資金計算書の重要性を啓蒙することになり、意見書が公表された後、資金計算書を開示する企業が急速に増加した。年次報告書における資金計算書の開示実務と監査実務の進展を踏まえて、SECはSEC[1969]を公表し、証券市場に提供する会計情報に資金計算書を含めることを勧告した。さらにSEC [1970]を公表し、資金計算書を財務諸表として開示することとその監査を行うことを要求した⁴⁾。

APBは、SECによる資金計算書の開示規制を受けて、APB意見書第3号に

2) APB [1963] para. 8.

3) APB [1963] para. 9.

4) 百合草 [2001] p. 31.

代わる基準として、1971年にAPB意見書第19号（APB [1971]）を公表した。APB意見書第19号は、資金計算書を基本財務表の1つとして作成することを求めた⁵⁾。計算書の名称に関しては、資金概念が多様に解釈される可能性があることを考慮して、財政状態変動表という名称を推薦し、すべての財政状態の変動額を包括する広範な概念に基づき計算書を作成することを求めている⁶⁾。計算書の表示区分に関しては、「営業活動からの運転資本フローあるいはキャッシュ・フロー」（para. 10）を区分して表示することを求める一方で、「本基準書で定められた条件を満たす限り、企業の財務・投資活動や財政状態の変動を浮かび上がらせるのに有用な形式であれば、どのような形式をとっても構わない」（para. 11）と述べている。営業活動からの資金の表示に関しては、当期純利益から資金の増減を伴わない項目を控除する方法と総営業収入から総営業支出を控除する方法があると述べており、直接法と間接法の選択適用を認めている⁷⁾。

APB意見書第19号により、財政状態変動表が主要な財務表として位置付けられたが、1970年代中盤になると、キャッシュ・フロー情報の有用性を強く主張する見解が多くみられるようになった⁸⁾。キャッシュ・フロー情報への関心が高まったことを背景に、アメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board - FASB）はキャッシュ・フロー計算書の制度化に取り組むことになる。

FASBは、1980年にキャッシュ・フローの報告に関する諸問題の解決に向けた議論を開始するために、会計基準の基礎になる一連の概念フレームワークプロジェクトの一環として、討議資料（DM）第80号『資金フロー、流動性および財務的弾力性の報告』（FASB [1980]）を公表している。DM第80号は、

5) APB [1971] para. 7.

6) APB [1971] para. 6, 8.

7) APB [1971] para. 10.

8) AICPA [1973], Heath [1978] など。

資金計算書の目的について検討し、その上で APB 意見書第 19 号の見直しの可能性を視野に入れ、資金計算書における各論点について整理を行った。

FASB は、1981 年に DM 第 80 号に関する公聴会を開催した後、公開草案 (Exposure Draft - ED) 『企業の利益、キャッシュ・フローおよび財政状態の報告』(FASB [1981]) を公表した。その後、1984 年に公表された財務会計概念書 (Statement of Financial Accounting Concepts - SFAC) 第 5 号 『企業の財務諸表における認識と測定』(FASB [1984]) において、キャッシュ・フロー計算書は財務諸表の一つとして位置づけられた。SFAC 第 5 号は概念フレームワークを示すという性格上、DM 第 80 号において提起された論点について実務的な指針を十分に提示しなかったため、その後の議論では、資金計算書に関する会計基準については、概念フレームワークプロジェクトと切り離して審議が進められた。FASB は、1986 年に ED 『キャッシュ・フロー計算書』(FASB [1986]) を公表し、これに対して寄せられた意見を参考にして、1987 年に APB 意見書第 19 号に代わる会計基準として、財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standard - SFAS) 第 95 号 『キャッシュ・フロー計算書』(FASB [1987]) を設定し、キャッシュ・フロー計算書を基本財務表の 1 つとして制度化した。

SFAS 第 95 号は、投資家、債権者などが、配当および投資のための現金の利用可能性と内部源泉からの成長のための企業資金調達能力を評価することができ、純利益と正味キャッシュ・フローの差異の理由を明らかにするために役立つ資金計算書が必要であると述べている。運転資本資金の欠点として、プラスの運転資本が必ずしも流動性が高いことを示しておらず、マイナスの運転資本が必ずしも流動性が低いことを示すものではないという点を指摘し、先の目的を達成するためには伝統的な運転資本フローよりもキャッシュ・フローに焦点を当てる必要があるとしている。その上で、計算書で採用される資金概念を「現金および現金同等物 (Cash and cash equivalent)」(para. 7) とし、現金同等物については「容易に現金への転換が可能であり、満期までの期間が短く、金

利変動による価値変動のリスクが僅少な短期投資で、一般的には3ヶ月以内に満期が到来する投資のみが含まれる」(para. 8)と定義している。

計算書の表示区分に関しては、伝統的な源泉使途分類の欠点として、関連性のある資金収支の区分に焦点を当てていないため構成部分間の関係性を表示していない点と、企業の債務返済・配当支払能力および外部資金調達の必要性を説明しない点を指摘している。その上で、投資活動、財務活動、営業活動の3区分による表示を求め、それぞれの活動について、次のように定義している⁹⁾。投資活動は、「融資や貸付金回収、負債・持分証券の購入・売却、財・サービス提供のために利用・保有される資産の購入・売却」(para. 15)であるとされている。財務活動は、「株主からの拠出、株主への配当金や自己株式消却、銀行借入や社債発行など債権者による拠出およびそれらの返済」(para. 18)であるとされている。営業活動は、「投資活動あるいは財務活動として分類されないすべての取引」(para. 21)であるとされている。

営業活動からのキャッシュ・フローの表示方法については、直接法と間接法の長所および実務上の実施可能性について検討している。直接法の長所としては、営業活動からのキャッシュ・フローが具体的にいかなる源泉から受領され、またいかなる目的で過去に支出されたかが明らかになるため、営業活動に関連する将来のキャッシュ・フローの見積もりに有用であるという点が指摘されている¹⁰⁾。それに対して、間接法の長所としては、それが損益計算書上に示される純利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの差額に焦点を当てているため、利益に基づいて将来キャッシュ・フローを予測する場合に有用であり、また利益に影響を及ぼす非資金取引に関する企業間の差異を識別できるという点が指摘されている¹¹⁾。その上で、「営業活動からのキャッシュ・フローの報告

9) 活動を三つに区分する理由については、その分類方法が実務の上で普及してきたという事実を述べている以外に特に積極的な理由を示していない。

10) FASB [1987] para. 107.

11) FASB [1987] para. 108.

で、企業は主要な取引ごとのキャッシュ・インフローとアウトフロー総額および営業活動からのキャッシュ・フローを報告することが推奨される」(para. 27)と述べ、直接法を推奨する立場を採っている。しかし、一方では間接法の採用も容認しており¹²⁾ 間接法において提供される利益と資金との関係について、直接法を用いた場合においても、明細表において示すことを求めている¹³⁾

本節では、アメリカにおける資金計算書の制度化の流れについて概観した。制度化に際しては、財政状態変動表を主要な財務表の1つとして開示を求める過程とキャッシュ・フロー計算書の開示へと基準を改訂する過程を経たことを確認した。また、資金計算書が基本財務表の1つとして位置付けられるかということ以外に、計算の対象とする資金概念はいかなるものであるべきか、計算書の表示区分はどうあるべきか、営業活動による資金の表示として間接法と直接法のいずれを採用するべきかが、資金計算書に関する主要な論点となっていた。各論点について、本節で検討した基準等の見解をまとめると(図表1)の

(図表1) アメリカ会計基準等における資金計算書の各論点

	計算書の位置づけ	資金概念	表示区分	営業活動からの資金の表示
ARS 第2号	基本財務表の1つ	「財務上の総資源」または「消費力ないし購買力」	明示せず	直接法と間接法の選択適用
APB 意見書第3号	補足資料	運転資本より広い概念	源泉使途分類	明示せず
APB 意見書第19号	基本財務表の1つ	すべての財政状態の変動額を包括する広範な概念	明示せず	直接法と間接法の選択適用
SFAS 第95号	基本財務表の1つ	現金及び現金同等物	活動別3区分	直接法を奨励、間接法を容認(直接法を用いた場合も利益とキャッシュ・フローとの関係を明細表で開示)

12) FASB [1987] para. 28.

13) FASB [1987] para. 129.

ようになる。

アメリカにおいていち早く展開された財政状態変動表とキャッシュ・フロー計算書の制度化は、世界へと波及することになる。次節以降において、アメリカにおける制度化を受けて、各国ではどのような制度が構築されたのかについて検討する。

Ⅲ 財政状態変動表制度の国際比較

APB 意見書第 19 号により、財政状態変動表が初めて基本財務表の 1 つとして位置づけられたが、アメリカにおけるこれら一連の動きは世界へと波及することになる。本節では、各国において、どのような計算書が制度化されたのかについて、資金計算書の主要な論点を中心に見ていくことにする。

イギリスでは、1942 年からイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants in England and Wales) によって、法的拘束力のないいくつかの会計実務勧告書 (Statement of Recommended Practice) が公表されていたが、これらには資金計算書に関する規定は含まれていなかった。イギリスにおいて初めて公表された強制力のある会計基準は、1971 年に第 1 号が公表された標準会計実務書 (Statement of Standard Accounting Practice - SSAP) である。SSAP の基準設定団体である会計基準運営委員会 (Accounting Standards Steering Committee - ASSC) は、資金計算書を SSAP に含めることを検討し、1973 年 4 月に ED 『資金の源泉と用途に関する計算書』 (ASSC [1973]) を公表した。ASSC は、これに基づいて、1975 年に SSAP 第 10 号 『資金の源泉と用途に関する計算書』 (ASSC [1975]) を示し、資金計算書を基本財務表の 1 つとして公表することを義務づけた。

SSAP 第 10 号では、資金概念に関して、基準書で正味当座資金の重要性が説かれている一方で、計算書の例示では運転資本資金による資金計算書が提示されており、いかなる資金概念を支持しているかについて明確でない。表示区分に関しては、「資金計算書は会社に流入した資金の源泉とその用途を示さな

なければならない」(para. 3) という表現があり、表示区分に関して明言されていないものの、源泉使途分類が意識されていることがわかる。営業活動からの資金の表示に関しては、特に明記されていないものの、付録に示された計算書では間接法が採用されている。

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee – IASC) は 1977 年に国際会計基準 (International Accounting Standards – IAS) 第 7 号『財政状態変動表』(IASC [1977]) を公表した。「本基準書の対象は、当該期間における企業活動に利用可能となる財務資源の源泉および使途を要約する計算書である」(para. 1) という記述があり、財政状態変動表の資金概念として財務資源を想定していることを読み取ることができる。ただし、財務資源の具体的な内容については言及されていない。表示区分に関しては、「企業の営業活動の源泉・使途となる資金フローは財政状態変動表で区分開示する」(para. 5) ことを要求し、「長期資産の売却、長期債務の償還・返済、株式発行、自己株式償却」(para. 9) も区分開示することを求めている。営業活動からの資金の表示方法に関しては、当期純利益から調整する方法と資金の変動を伴う収益や費用をベースに表示する方法の 2 つがあることを指摘している¹⁴⁾

オーストラリアでは、オーストラリア会計研究財団 (Australian Accounting Research Foundation – AARF) が、1983 年に公表されたオーストラリア会計基準 (AAS) 第 12 号『資金の源泉と運用に関する計算書』(AARF [1983]) において、「資金の源泉と使途に関する計算書」の開示が求められている。資金概念に関しては、「資金とは現金及び現金同等物を意味し、資金フローとは企業と外部関係者との取引により企業に流入または流出する資金の変動を意味する」(para. 3) とする一方で、「当期中のすべての投資活動及び財務活動に関する情報を資金計算書において開示させるために、現金及び現金同等物を含む広義の資金概念、すなわち総資金概念を採用している」(para. 6) としている。

14) IASC [1977] para. 7.

ここに示された2つの資金概念のいずれを採用するべきと考えているのかについて、明確にされていない。表示区分に関しては、営業活動、投資活動、財務活動からの資金フローについて、それぞれ区分して開示することを求めている¹⁵⁾。営業活動からの資金の表示に関しては、間接法により表示することを要求している。

財政状態変動表に関する各国基準および国際会計基準の比較は、(図表2)に示した通りである。APB 意見書第19号が、資金概念や表示区分など、資金計算書における主要な概念に関して、画一的な指針を明示せずに、最も有用な情報を提供することができるよう、企業が自らの判断で弾力的に選択することを促したため、その影響を強く受けた各国の基準においても、資金計算書における主要な論点について、基準に幅を持たせて明示を避ける傾向を見て取ることができる¹⁶⁾。

(図表2) 各国会計基準等における財政状態変動表の各論点

	計算書の位置づけ	資金概念	表示区分	営業活動からの資金の表示
APB 意見書第19号	基本財務表の1つ	すべての財政状態の変動額を包括する広範な概念	明示せず	直接法と間接法の選択適用
SSAP 第10号	基本財務表の1つ	明示せず (正味当座資金の重要性を指摘、例示では運転資本)	源泉使途分類を想定(明示せず)	間接法を例示
IAS 第7号	基本財務表の1つ	財務資源	営業活動による資金を区分表示	直接法と間接法の選択適用
AAS 第12号	基本財務表の1つ	現金及び現金同等物もしくは総資金	活動別3区分	間接法

15) AARF [1983] paras. 8, 9, 29.

16) 百合草 [2001] p. 33.

Ⅳ キャッシュ・フロー計算書制度の国際比較

前節で検討したように、APB 意見書第 19 号による財政状態変動表の制度化は世界に波及することになった。その後、FASB によって展開されたキャッシュ・フロー計算書制度化の流れは、再び世界各国の資金計算書基準の変革を促すことになる。本節では、各国で、どのようなキャッシュ・フロー計算書が制度化されたのかについて、資金計算書の主要な論点に着目して検討する。

IASC は、1991 年に ED 第 36 号『キャッシュ・フロー計算書』を公表し、キャッシュ・フロー計算書を従来の財政状態変動表に取って代えることを提案した。翌 1992 年に ED 第 36 号に寄せられた意見等を参考に、改訂 IAS 第 7 号『キャッシュ・フロー計算書』（IASC [1992]）を公表し、キャッシュ・フロー計算書を基本財務表の 1 つとして制度化した。改訂 IAS 第 7 号では、キャッシュ・フローを「取引から生じる現金及び現金同等物の増減額」（para. 6）として定義している。また、「ある投資が現金同等物として適格となるためには、その投資は容易に換金可能であり、かつ価値変動について僅少なりリスクしか負わないものでなければならない。それゆえ通常は、ある投資が取得日から例えば 3 ヶ月以内といった短期の償還期日を保つ場合にのみ、現金同等物として適格となる」（para. 7）としている。計算書の区分については、「営業活動」、「投資活動」、「財務活動」の活動別に表示するものとし、それぞれの活動について、次のように説明している。営業活動からのキャッシュ・フローについては、「当該企業の営業活動が外部からの資金調達に頼ることなく、借入金を返済し、営業能力を維持し、配当金を支払い、更に新規投資を行うために、どの程度十分なキャッシュ・フローを獲得したかを示す主要な指標である」（para. 13）と説明されている。投資活動からのキャッシュ・フローについては、「将来の利益及びキャッシュ・フローを獲得することを目的とした資源の購入などに、どの程度の支出が行われたかを表す」（para. 16）とされる。財務活動からのキャッシュ・フローについては、「当該企業に対する資本提供者による将来

キャッシュ・フローに対する請求権を予測するうえで有用である」(para. 17)と説明されている。営業活動からのキャッシュ・フローの表示に関しては、直接法を奨励した上で、間接法による開示も認めるという立場を採っている¹⁷⁾

イギリスでは、SSAP 第10号が公表されてから、たびたびその問題点が指摘され、1983年にはSSAP 第10号の改訂を検討する委員会が設置された。この時は改訂不要との結論が下されたが、1989年に再びSSAP 第10号の改訂を検討することとなった。会計基準委員会 (Accounting Standards Committee - ASC) は、1990年にED 第54号『キャッシュ・フロー計算書』(ASC [1990])を示し、キャッシュ・フロー計算書を基本財務表の一つとすることを提案した。翌年にASCを引き継いだ会計基準審議会 (Accounting Standards Board - ASB) が、財務報告基準 (Financial Reporting Standard - FRS) 第1号『キャッシュ・フロー計算書』(ASB [1991])を公表した。その後、FRS 第1号が適用されてから3年が経過した1994年にFRS 第1号を改訂するためのコメントを求め、1996年に改訂FRS 第1号『キャッシュ・フロー計算書』(ASB [1996])を公表した。

改訂前のFRS 第1号は、資金概念を現金及び現金同等物としていたが¹⁸⁾ 改訂後の基準では、資金概念を現金だけに限定し、現金同等物を除外している¹⁹⁾ 表示区分に関しては、改訂前のFRS 第1号は「営業活動 (Operating activity)」、 「投資報酬および資金調達費用 (Returns on investment and servicing of finance)」、 「税金 (Taxation)」、 「投資活動 (Investing activities)」、 「財務 (Financing)」の5区分による表示を規定している。「営業活動」の区分には「営業や販売活動に関連する取引および事象が及ぼすキャッシュ・フロー」、 「投資報酬および資金調達費用」の区分には「投資を所有することから生じるキャッシュ・インフローおよび資金提供者に対するキャッシュ・アウトフロー」、 「税金」の区分に

17) IAS [1992] paras. 18-19.

18) ASB [1992] para. 11.

19) ASB [1996] Appendix II, para. 2.

は「税金の支払いおよび税金の還付によるキャッシュ・フロー」, 「投資活動」の区分には「長期または短期の投資として資産を取得または処分することに伴うキャッシュ・フロー」, 「財務」の区分には「外部資金提供者との元本の受取と返済によるキャッシュ・フロー」が, それぞれ記載される²⁰⁾ 改訂後のFRS第1号は, 「営業活動」, 「投資報酬および資金調達費用」, 「税金」, 「資本的支出および財務的投資 (Capital expenditure and financial investment)」, 「取得及び処分 (Acquisitions and disposals)」, 「株式配当金支出 (Equity dividends paid)」, 「流動資源の管理 (Management of liquid resources)」, 「財務」の8区分による表示を規定している。「営業活動」の区分には「損益計算書上営業利益を計算する際に示される営業, 販売活動に関係する取引及び取引以外の事象によるキャッシュ・フロー」, 「投資報酬および資金調達費用」の区分には「投資の保有による報酬の受取と資金の提供者に対する支払によるキャッシュ・フロー」, 「税金」の区分には「税金の支払い及び税金の還付によるキャッシュ・フロー」, 「資本的支出および財務的投資」の区分には「固定資産の取得と処分, 及び現金同等物に含まれない流動資産投資の取得と処分によるキャッシュ・フロー」, 「取得及び処分」の区分には「関連会社, ジョイント・ベンチャー, 子会社に関する取引あるいは投資の取得及び処分に関するキャッシュ・フロー」, 「株式配当金支出」の区分には「配当金の支払いによるキャッシュ・フロー」, 「流動資源の管理」の区分には「容易に換金可能な短期投資に関するキャッシュ・フロー」, 「財務」の区分には「外部の資金提供者からの受取あるいは外部の資金提供者に対する支払によるキャッシュ・フロー」が, それぞれ記載される²¹⁾

営業活動からのキャッシュ・フローの表示方法として, 直接法と間接法のいずれの方法を採用するかに関しては, FRS 第1号では, 両者の利点を指摘した上で, 中立的な立場を取っている²²⁾ また, 直接法と間接法のいずれを用いた

20) ASB [1992] paras. 15-30.

21) ASB [1996] paras. 11-32.

場合も、利益とキャッシュ・フローとの調整表をキャッシュ・フロー計算書上に直接記載することは認めておらず、注記での記載を要求している²³⁾ 改訂FRS1号では、基本的な姿勢はFRS1号を引き継いでいるが、利益とキャッシュ・フローとの調整表の表示に関して、それを計算書本体よりも前に表示することを勧めている²⁴⁾

オーストラリアでは、1991年12月にオーストラリア会計基準審議会会計基準(Australian Accounting Standards Board-AASB)第1026号『キャッシュ・フロー計算書』(AASB [1991])が公表され、キャッシュ・フロー計算書が主要な財務表の1つとして位置づけられた。AASB第1026号では、「現金および現金同等物」(para. 9)を中核概念としたキャッシュ・フロー計算書を作成するように求めている。現金とは、所有している貨幣及び銀行あるいは金融機関への預金で直ちに引き出すことが可能なものであり、現金同等物とは、企業が容易に現金に転換可能な流動性の高い投資を指す。現金同等物の具体例として、銀行の手形および銀行以外の手形やマネー・マーケット預金、MMF、当座借越などが示されている²⁵⁾ 表示区分に関しては、営業活動、投資活動、財務活動の3区分による開示を求めている。営業活動は「商品およびサービスの提供に関連する活動」(para. 9)、財務活動は「企業の財務構造の規模と構成の変動に関する活動およびそれらの構成要素に対するリターンの提供に関する活動」(para. 9)、投資活動は「非流動資産の取得および処分に関する活動」(para. 9)として、それぞれ定義されている。営業活動によるキャッシュ・フローの表示に関しては、直接法と間接法との選択適用を容認する世界的な動向とは一線を画し、直接法による開示を求めており、同時に利益と営業活動によるキャッシュ・フローの調整プロセスを開示することも要求している²⁶⁾ その

22) ASB [1996] paras. 69-71.

23) ASB [1996] para. 17.

24) ASB [1996] para. 12.

25) AASB [1991] para. x.

26) AASB [1991] paras. 17-18.

後、IFRS との調和化を図るため、AASB 第 1026 号の改訂について検討され、2004 年に AASB 第 107 号『キャッシュ・フロー計算書』（AASB [2004]）が公表されている。AASB 第 107 号では、本稿で検討した資金計算書の主要な論点に関しては、AASB 第 1026 号と同じ見解が採られている。

わが国では、資金に関する情報として 1988 年の大蔵省令によって求められた資金収支表が開示されてきたが、それは財務諸表の枠外として行われてきた。しかし、1997 年に公表された『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』で連結ベースのキャッシュ・フロー計算書導入が提案され、1998 年に公表された『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』（企業会計審議会 [1998]）により、連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書を、財務諸表の一つとして公表することが義務づけられた。

連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準では、資金概念として現金及び現金同等物が示されている。現金同等物の定義は、容易に換金可能であり、かつ価値変動に対して僅少なリスクしか負わない短期投資としている。資金概念を現金及び現金同等物とした理由として、従来の資金収支表における資金（現預金および市場性のある一時所有の有価証券）は、その範囲が広く企業における資金管理活動の実体が的確に反映されないという点を挙げている。計算書の区分に関しては、営業活動、投資活動、財務活動の 3 区分による表示を要求している。「営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載」（第二・二・1①）し、「投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得及び売却などによるキャッシュ・フローを記載」（第二・二・1②）し、「財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する」（第二・二・1③）ものとされる。「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法については、直接法か間接法のいずれかの方法によって表示することを要求している。両者の選択適用を認めた理由とし

て、直接法による表示は営業活動に係るキャッシュ・フローが総額で表示される点に長所が認められること、直接法により表示するためには親会社及び子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数を要すると考えられること、間接法による表示方法も純利益と営業活動によるキャッシュ・フローとの関係が明示される点に長所が認められることの3点を挙げている。なお、直接法を採用した場合、利益と資金との関係の開示については、特に要求していない。

キャッシュ・フロー計算書に関する各国基準及び国際会計基準の比較は、(図表3)の通りである。

(図表3) 各国会計基準等におけるキャッシュ・フロー計算書の論点

	計算書の位置づけ	資金概念	表示区分	営業活動からの資金の表示
SFAS 第95号	基本財務表の1つ	現金及び現金同等物	活動別3区分	直接法を奨励、間接法を容認(直接法を用いた場合も利益とキャッシュ・フローとの関係を明細表で開示)
改訂 IAS 第7号	基本財務表の1つ	現金及び現金同等物	活動別3区分	直接法を奨励、間接法を容認
改訂 FRS 第1号	基本財務表の1つ	現金	活動別8区分	直接法と間接法の選択適用(直接法を用いた場合も利益とキャッシュ・フローとの関係を計算書本体よりも前で開示することを奨励)
AASB 第1026号 AASB 第107号	基本財務表の1つ	現金及び現金同等物	活動別3区分	直接法(利益とキャッシュ・フローとの関係の開示も要求)
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	基本財務表の1つ	現金及び現金同等物	活動別3区分	直接法と間接法の選択適用

V 結 語

本稿では、資金計算書が基本財務表の1つとして制度化された過程とその論理について検討した。まず、財政状態変動表を基本財務表の1つとして開示を求める過程とキャッシュ・フロー計算書の開示へと基準を改訂する過程を経て、資金計算書の制度化が進められたことを確認した。

資金計算書は、もともと実務において用いられてきたものであり、その重要性から、これを制度化するための議論が進められた経緯がある。したがって、財政状態変動表を制度化する前者の過程においては、企業が自らの判断で有用な情報を提供することができるよう、画一的な指針を明示せずに、幅を持たせた基準が、アメリカにおいて公表された。その影響を受けて制度化が進められた各国とも、資金計算書の主要な論点について曖昧にした基準を公表している。

財政状態変動表が制度化されて、一定期間の実務を経た後に進められた後者の過程においては、資金計算書における各論点について十分に議論が進められた後、一定程度明確な基準が制定された。キャッシュ・フロー計算書に関する制度が世界に広がる過程においては、先駆的な役割を果たしたアメリカ基準を、ほぼそのまま受け入れるケースと独自のキャッシュ・フロー計算書を制定するケースに分かれることになった。

国際会計基準と日本が前者に該当し、イギリスとオーストラリアが後者に該当する。イギリスは、FRS 第1号を改訂する際に現金同等物を資金概念から外し、世界標準とは一線を画する事になった。計算書の区分は、活動別の8区分による開示を規定しており、国際標準の3区分より細かい区分を求めている。営業活動からの資金の表示に関しては、直接法と間接法の選択適用となっているが、直接法を用いた場合においても、利益と資金との関係を開示することを求めており、これを計算書の冒頭に示すことを推奨している。アメリカおよび国際会計基準が直接法を奨励する姿勢を示しているのに対し、イギリスは利益

と資金との関係に関する情報に重点を置いていると見ることができる。一方で、直接法による情報を重視しているのがオーストラリアである。直接法による開示を強制した上で、利益とキャッシュ・フローとの調整についても開示を求めている。

本稿は、平成28年度松山大学特別研究助成の成果である。

引用・参考文献

- AARF [1983] *Australian Accounting Standard 12, Statement of Source and Applications of Funds.*
- AASB [1991] *Accounting Standards AASB1026, Cash Flow Statements.*
- AASB [1997] *Exposure Draft No. 77, Cash Flow Statements.*
- AASB [2004] *Accounting Standards AASB107, Statement of Cash Flows.*
- APB [1963] *Accounting Principles Board Opinion No. 3 : The Statement of Source and Application of Funds.*
- APB [1971] *Accounting Principles Board Opinion No. 19 : Reporting Changes in Financial Position.*
- ASB [1991] *Financial Reporting Standard 1, Cash Flow Statements.*
- ASB [1996] *Financial Reporting Standard 1 (revised 1996), Cash Flow Statements.*
- ASC [1990] *Exposure Draft No. 54, Cash Flow Statements.*
- ASSC [1973] *Exposure Draft, Statement of Source and Application of Funds.*
- ASSC [1975] *Statement of Standard Accounting Practice No. 10, Statement of Source and Application of Funds.*
- FASB [1976] *FASB Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement.* (津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)
- FASB [1978] *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1 : Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises.*
- FASB [1980] *Discussion Memorandum : Reporting Funds Flows, Liquidity, Financial Flexibility.*
- FASB [1981] *Exposure Draft : Reporting Income, Cash Flow, and Financial Position of Business Enterprises.*
- FASB [1983] *Exposure Draft : Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises.*

- FASB [1984] *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5 : Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises.*
- FASB [1986] *Exposure Draft : Statement of Cash Flows.*
- FASB [1987] *SFAS95, Statement of Cash Flows.*
- FASB [2000] *SFAC7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements.*
- IASC [1977] *International Accounting Standards No. 7, Statement of Changes in Financial Position.*
- IASC [1992] *International Accounting Standards No. 7 (revised 1992), Cash Flow Statements.*
- Mason, P [1961] *Accounting Research Study No. 2, "Cash Flow" Analysis and the Funds Statement, American Institute of Certified Public Accountants.* (染谷恭次郎監訳[1963]『キャッシュフロー分析と資金計算書』中央経済社.)
- SEC [1969] *The Wheat Report, Disclosure to Investors, A Reappraisal of Federal Administrative Policies under the '33 and '34 Acts.*
- 鎌田信夫 [1991] 『資金情報開示の理論と制度』白桃書房.
- 鎌田信夫 [1992] 「現金収支会計と売却時価会計の結合」『会計』第141巻第5号, 15-28頁.
- 鎌田信夫編著 [1997] 『現金収支情報の開示制度』税務経理協会.
- 鎌田信夫 [2002] 「業績報告書としてのキャッシュ・フロー計算書－IASB原則書案に関連して－」現代会計研究会編『現代会計研究』白桃書房, 14-23頁.
- 企業会計審議会 [1998] 『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』.
- 染谷恭次郎 [1999] 『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社.
- 溝上達也 [1999] 「売却時価会計の方向性－T. A. リー学説の検討」『企業会計』第51巻第12号, 124-129頁.
- 溝上達也 [2004a] 「キャッシュ・フロー計算書における営業概念の意味」『会計』第165巻第6号, 57-71頁.
- 溝上達也 [2004b] 「IASB業績報告プロジェクトとキャッシュ・フロー計算書」『松山大学論集』第16巻第3号, 39-53頁.
- 溝上達也 [2005a] 「業績報告とキャッシュ・フローローソン学説より学ぶ－」新田忠誓監修, 佐々木隆志・石原裕也・溝上達也編『会計数値の形成と財務情報』白桃書房, 33-45頁.
- 溝上達也 [2005b] 「キャッシュ・フロー会計論の方向性」『会計』第168巻第1号, 29-42頁.
- 溝上達也 [2006] 「キャッシュ・フロー計算書における業績報告機能－英国会計制度を題材として－」『産業経営研究』28号, 39-50頁.
- 溝上達也 [2007] 「英国におけるキャッシュ・フロー計算書の位置づけ－利益観の転換をめぐる議論から－」『会計』第172巻第2号, 94-106頁.
- 溝上達也 [2013] 「キャッシュ・フロー会計の論点整理」『松山大学論集』第25巻第4号, pp.

31-47.

溝上達也 [2015] 「キャッシュ・フロー計算書の位置づけに関する一考察」『産業経理』第75巻第1号, pp. 24-32.

溝上達也 [2016] 「英国におけるキャッシュ・フロー計算書制度化の論理」『松山大学論集』第28巻第1号, pp. 59-81.

百合草裕康 [2001] 『キャッシュ・フロー会計の有用性』中央経済社.

渡邊和矩 [2013] 『財務報告の質と資本市場』東京経済情報出版.